

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う 入札等の手続きについて

令和 2 年 5 月
京都府建設交通部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種研修・講習会が中止・延期されていることを踏まえ、配置予定技術者における技術者の継続教育（CPD）の取得単位の対象期間について、当面の措置として令和2年9月30日までの間、以下の通り扱うこととしましたので、お知らせします。

引き続き、継続教育（CPD）については、インターネット受講を利用するなどして、推奨単位の取得・維持に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる入札案件

令和2年6月1日以降に入札公告する総合評価型競争入札によるもの

2 入札・契約手続きにおける対応

総合評価に関する事項の内、配置予定技術者における技術者の継続教育（CPD）について、取得単位の対象期間を変更する。

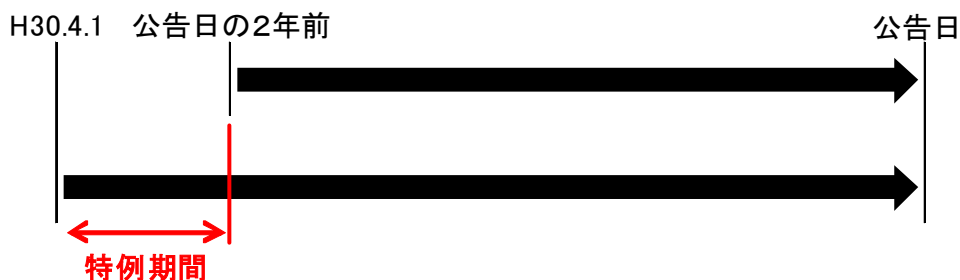
変更前 : 公告の日の2年前から公告日までの間に取得した単位

変更後 : 平成30年4月1日から公告日までの間に取得した単位

(例) 令和2年7月1日に入札公告された案件の場合の取得単位の対象期間

変更前 : 平成30年7月1日～令和2年7月1日

変更後 : 平成30年4月1日～令和2年7月1日 (対象期間が約3ヶ月長い)



図：対象期間の考え方